

しまね田舎ツーリズム施設利用促進助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）が、しまね田舎ツーリズム推進協議会に登録している宿泊に類する業を取得している施設（以下「登録施設」という。）に宿泊した者への助成金（以下「助成金」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本事業は、一次産業及び農山漁村での暮らしに興味関心を抱いている方、移住検討に際して情報収集を行っている方を中心に、島根県来訪時の宿泊先として登録施設の利用を促すことで島根での暮らしを体験することに加え、実践者と交流を深め島根県への愛着を深めること、移住に向けた情報収集や再訪への意欲を高めることを目的とする。

(助成金の内容)

第3条 助成金の対象者、対象期間、対象経費等は次表のとおりとする。

(1) 対象者	下記のすべてを満たす者を対象とする。 ① 島根県外在住者 ② 18歳以上（高校生を除く） ③ 「しまね登録」に基本情報を登録している者 ④ 一次産業及び農山漁村での暮らしに興味関心を抱いている方 ⑤ 移住へ向けた情報収集を行っている方 ⑥ 対象期間内に登録施設に宿泊した者 ⑦ 宿泊後、財団が実施するアンケートに回答した者 また、申請者本人に加えて同伴者を2名まで助成対象として認める。 ※同伴者とは、申請者と同じ期間、同じ施設に宿泊をした者をいう。
(2) 対象期間	令和7年6月15日～令和8年1月31日 ただし、申請額が予算上限に達し次第、交付申請の受付を終了する。
(3) 対象経費	登録施設に宿泊するために、居住地から目的地（登録施設）の間を移動する際に要した交通費（片道分）。助成対象となる交通手段等は別表のとおりとする。 ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。 ① 移動手段、経路及び領収書日付が不適當な場合。 ② 財団理事長が対象外と判断した場合。
(4) 助成率	10 / 10
(5) 助成限度額	申請者：10,000円／人 同伴者：5,000円／人（2名まで）
(6) 助成回数	申請者1人につき同一年度内に1回まで

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、チェックアウトした日から起算して30日を経過した日まで、助成金交付申請書(様式第1号)及び同申請書に定める添付書類を財団理事長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 財団理事長は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、支払通知書(様式第2号)により、助成金の交付決定の内容及び交付すべき助成金の額を当該申請者に通知する。

- 2 財団理事長は、前条に規定する助成金の交付申請が適当でないと判断したときは、助成非該当書(様式第3号)により通知する。
- 3 第1項の交付決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

(助成金の重複)

第6条 この助成金は他の助成金と重複して受けることはできない。

(助成金の併用)

第7条 この助成金は、次の各号の助成金と併用することはできない。

- (1) 「しまね就職活動等応援助成金」
- (2) 「UI ターン企業体験支援事業」

(助成情報等の提供)

第8条 財団理事長は、他団体がこの助成金と重複した助成を避けるために、財団に対して次の各号の項目について問い合わせを行った場合(氏名、居住地等により該当者を特定して問い合わせをした場合に限る。)は、当該団体に対し該当する情報を提供するものとする。

- (1) 移動日、宿泊日、宿泊施設等
 - (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
 - (3) 各自治体等からの交通費等の支給額に関する情報
 - (4) その他団体が交付申請の審査に必要であると財団が認める情報
- 2 第4条の規定により交付申請をした者は、前項の提供に同意をしたものとみなす。

(助成金の返還)

第9条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の運用・解釈等については、必要の都度、財団理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年6月1日から適用する。

別表 助成対象となる交通手段等（第3条関係）

交通手段等	対象区分	対象経費・提出書類等	
航空機、フェリー・高速船、新幹線・特急電車、高速バス	対象 ^{※1}	提出書類	領収書（写し可）
路線バス、普通列車、乗り合いタクシー	対象 ^{※1}	提出書類	領収書（写し可）又はICカードの利用明細
自家用車	対象 ^{※2}	対象経費	居住地から目的地までの移動距離(km)×20円
		提出書類	居住地から目的地までの経路、移動距離が分かるもの（Googleマップ等のコピー）
レンタカー	対象 ^{※2}	対象経費	レンタル料金の半額及び目的地までの移動距離(km)×20円。ただし、返却時のガソリン代は対象外。
		提出書類	領収書（写し可）
高速料金	対象 ^{※2}	提出書類	領収書（写し可）又はETC利用明細書
駐車場代	対象 ^{※2}	提出書類	領収書（写し可）
タクシー・バスの借上	対象外		

※1 申請者、同伴者それぞれに支払いが発生したものを対象とする。

※2 申請者、同伴者が同一行程・区間・期間で利用した場合、申請者分のみを対象とする。